

【重要事項説明書】

療養型通所介護サービスのご案内

1 目的

指定地域密着型療養通所介護(以下「本サービス」という)は、介護保険制度を利用される要介護状態の利用者を対象に、介護支援専門員が立てたケアプランに基づき、住み慣れたご自宅で可能な限り自立した日常生活を過ごしていただけるように、利用者の状態に応じたサービスを提供します。

このサービスは、介護保険法の基本理念に基づき、生活の質の確保を重視し、健康管理・全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅介護を推進し快適な在宅生活が継続できるように支援することを目的とします。

2 運営方針

利用者の心身の特徴を踏まえ、個性を大切に、医学、福祉の豊富な知識を持ったスタッフが専門的にきめ細やかな心のふれあう対応をいたします。サービスの提供にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・医師会等との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適正な運営を図ります。

3 サービス事業所の概要

(1)事業所の名称等

介護保険事業所番号	2490800386		
事業所名	Nursing Home MARIMO		
所在地	三重県伊勢市小俣町相合 1271 番地 1		
電話番号	0596-64-8081	FAX	0596-21-3313
管理者名	岡田 まり		
サービス実施地域	伊勢市、玉城町、度会町、明和町		

(2) スタッフの体制

サービスを提供する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

職 種	人員数	職務内容
管理者	常勤 1 名	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤 1 名	通所支援計画の作成業務のほか、サービスの利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等、サービスの管理等を行います。
サービス管理責任者	常勤 1 名	療養通所介護計画の作成及び継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理等を行います。
看護職員	1 名以上	主治医や訪問看護事業所との連携のもと、利用者に対し体調管理や吸痰・医療的ケア、医療機器の管理等を行います。
保育士 児童指導員	1 名以上	通所支援計画等に基づき、利用者に対し適切な指導等を行うほか、集団生活や創作的活動の場を提供します。
機能訓練担当職員	1 名以上	通所支援計画等に基づき、利用者に対し適切な訓練を個別または集団にて行います
生活支援員 介護職員	1 名以上	通所支援計画等に基づき、利用者に対し日常生活上の支援または介護を行います。
嘱託医	1 名以上	療育指導または療養指導及び診察による状態把握を行います。

(4) 営業概要

営業日	月曜日から金曜日 (国民の祝日及び12月30日から1月4日までを除く)
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供時間	(1単位目) 9時00分から16時00分

4 サービス内容

前述の目的を達成するために提供するサービスの内容は次のとおりです。

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供します。

- ア. 移動、移乗の介助
- イ. 排泄の介助
- ウ. その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

入浴サービスを提供します。

- ア. 衣類着脱の介助
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な入浴等清潔保持の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

(4) 医療処置に関すること

訪問看護事業所と連携し、主治医の指示に従って必要な処置を行います。

- ア. 褥瘡等の処置
- イ. 医療機器の管理
- ウ. その他必要な医療処置

(5) 機能訓練に関すること

機能訓練指導員等により、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための訓練を行います。

- ア. 嚥下、呼吸、関節可動域等の訓練

- イ. 集団体操、戸外散歩
- ウ. 精神面へのリハビリテーション

(6)送迎に関すること

地理的条件、身体状況、その他の理由により送迎を必要とする利用者について必要な支援、サービスを提供します。

- ア. 移動・移乗動作の介助
- イ. 送迎

(7)相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行います。

- ア. 日常生活動作の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住環境に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

5 利用料

(1)介護保険給付の対象となるサービスの利用料

利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額が利用者のご負担となります。

利用料については、末尾別表「利用料金一覧表」をご参照いただくほか、担当の介護支援専門員より提示されるサービス利用票及びサービス利用票別表にてご確認ください。

(2)介護保険給付の対象外であるサービスの利用料

追加利用料、昼食代、おやつ代等については、別表をご参照下さい。

(3)その他実費負担

その他、有料カルチャー材料費、イベント参加等は実費負担となります。

(4)お支払いの方法

利用者負担金の支払いについては、ゆうちょ銀行その他金融機関の口座自動振替の方法によるものとします。毎月末日締め翌月25日(当日が金融機関の休業日である場合はその翌日)が振替日となります。

6 サービスをご利用いただくに際しての注意事項

(1)利用中止・変更の連絡について

利用者のご都合によりサービスを中止、または変更する場合には、サービス利用の前日17時30分までに、当事業所までご連絡下さい。

(2) 損害賠償の範囲について

サービスのご利用に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。ただし、当事業所の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

(3) サービス内容の調整について

ご利用時に看護職員等が健康状態のチェックをさせていただきますが、体調により看護職員の判断で入浴やリハビリ等のサービス提供を控えさせていただきます場合がございます。

(4) 入浴順序について

入浴順序及び時間帯につきましては、医療処置やリハビリ、昼食時間等の都合で、こちらから時間を指定させていただく場合がございます。

(5) 送迎の時間について

送迎バスの時間指定は原則お受けできません。また、当日のご利用人数の増減や交通事情により、送迎時間を変更させていただく場合がございます。

(6) 金銭の取扱いについて

職員は、利用料以外の金銭の取扱いはできません。また、施設・職員に対する贈り物などをご遠慮下さい。

(7) その他注意事項について

施設のご利用に際しては、次の事項についてご留意下さい。その他、ご不明な点がございましたら、当事業所の相談員までお問い合わせ下さい。

面 会	基本的に自由に面会していただけますが、当事業所管理者の指示に従っていただきます。
受 診・外 出	緊急時を除きサービス提供時間内はご遠慮下さい。やむを得ず受診する必要のある場合はご家族にて付き添いをお願いします。
喫 煙	館内及び施設敷地内は禁煙です。
金銭、貴重品の持ち込み	ご遠慮下さい。 持ち込みされた場合、紛失等の責任は負いかねます。
所持品の持ち込み	必ず記名をお願いします。
政治・宗教活動	一切お断りします。
ペット等生き物の持ち込み	ご遠慮下さい。

7 身体拘束の適正化

サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するための緊急を要する場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は行いません。

緊急を要し、やむを得ず身体拘束を行う場合、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づき、お客様またはそのご家族に対して事前説明のうえ、書面により同意を得ます。

8 虐待の防止

サービスの提供に対する利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講じます。

9 緊急時の対応

サービス提供に伴い、利用者に事故が発生した場合あるいは利用者の健康状態に異常が生じた場合には、速やかにご家族及び担当の介護支援専門員にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 秘密の保持

サービスの提供に伴う知り得た利用者及びその家族の個人情報等につきましては、当事業所が定める「個人情報保護方針」に従い、適切に管理いたします。

11 非常災害対策

(1) 災害時の対応

別に定める消防計画により、災害に応じてスタッフが迅速に対応いたします。

(2) 防災設備

スプリンクラー、屋内消火栓、火災通報設備、誘導灯、消火器ほか

(3) 防災訓練

年2回

(4) 防火管理責任者

山本 篤志

12 サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

(1) サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

担当者 岡田 まり(管理者)
TEL: 0596-64-8081
FAX: 0596-21-3313

(2)利用者は、当事業所以外に、担当の介護支援専門員、市町村の相談・苦情窓口
や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

<主な相談窓口>

三重県	国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	059-222-4165
伊勢市	健康福祉部介護保険課 介護給付係	0596-21-5560
玉城町	保健福祉課 地域共生室	0596-58-7373
度会町	長寿福祉課地域福祉係	0596-62-1186
明和町	福祉総合支援課	0596-52-7115

以上